

チーム処遇の確立

知的能力の制約、認知機能の低下等により、一般の受刑者と異なる配慮を要する受刑者を対象に、刑務官のほか福祉専門官等の多職種の職員によるチームを編成し、処遇を実施。



チーム処遇の対象受刑者 272名

視察委員会制度の運用改善

視察委員会の求めに応じた矯正管区による施設の調査、視察委員会同士の意見交換等のための視察委員長連絡協議会の開催など、新たな制度を導入。



休日・夜間における複数職員による勤務体制の確立

昼夜間単独室など困難な勤務が求められる場所において、休日・夜間は複数職員で勤務するなど、若手職員等のサポート体制を構築。



夜勤監督者の配置など
何らかのサポート体制を構築 49庁/74庁

受刑者の呼称の改善

令和6年4月から、全国の刑事施設において、被収容者を呼ぶ際には、呼び捨てではなく、姓に「さん」を付けて呼称するなどの基本的な方針を指示。



被収容者が職員のことを「先生」と呼ぶなど、職員に対する呼称は、令和5年11月に改めるよう指示済み。

動作要領の改廃

令和6年3月から16施設において、職員や被収容者が歩調を唱えないなどの方法による行進要領を試行。



これからの矯正行政のミッションの検討

令和6年4月、これからの社会における矯正行政のミッションを検討するワーキングチームを設置。検討を開始。



アクションプランに掲げられた主な取組の実施状況（令和6年6月末時点）

検討→調整→試行→実施→完了→達成（評価終了）で進捗を分類。

アクションプランに掲げられた取組のうち、情報システムの改修に関する取組以外は予定どおり進捗。全68の取組のうち、約85%（58項目）の取組が試行・実施・完了段階。約60%（40項目）の取組が完了。

1	処遇体制の充実	- 全国69か所の施設を矯正処遇課程（仮称）のモデル庁に指定し、令和6年1月から順次試行を実施。 - 令和6年5月、オープンダイアログの推進施設20庁、推進協力施設21庁を指定。同年6月に検討会を開催。
2	サポート体制・マネジメント体制の充実	- 本年2月8日付けで、これまで枝分かれしていた公表に関する根拠規定を集約する矯正局長通達を发出。 - 令和6年5月から、各施設が保有する処遇に関するデータを収集・分析することで、施設のリスクマネジメントに活用できるようにするための調査研究に着手。
3	視察委員会制度の運用改善	- 令和6年3月、刑事施設視察委員会に対する協力に関する通達を改正。 - 令和6年4月、全ての矯正管区に施設運営評価分析官を設置。
4	不服申立制度の運用改善	- 令和5年度、22,037名の職員に対して不服申立て研修を実施。 - 令和6年4月から、外部協力者による面接の際に、被収容者から不適正処遇の申出があった場合の対応方法等を整理（不服申立てとして受理。）、運用を開始。
5	組織風土の変革	令和6年2月、社会通念上相当でない俗語・隠語を廃止。4月からは、すべての被収容者を「さん」付けで呼ぶなど呼称の改善を指示。
6	人材の確保と育成の充実	- 令和6年3月、第三者委員会委員の講義を組み入れた上級管理科研修を実施するとともに、中級幹部職員を対象とした組織マネジメントに関する研修教材を作成し、研修を実施。 - 令和6年4月、すべての新採用の刑務官を対象に採用間もない時期からの集合研修を実施。
7	業務の効率化・合理化	令和6年3月末、施設からの報告事項の約40%を削減・簡略化（廃止：21% 変更：19% 継続：56% 準備中：5%）
少年	再発防止策の少年矯正施設への適用	1から7までの取組につき、少年矯正施設に適用すべきものを整理しつつ、可能なものから速やかに実施

(参考) 矯正改革推進プロジェクトの実施状況について (概要)

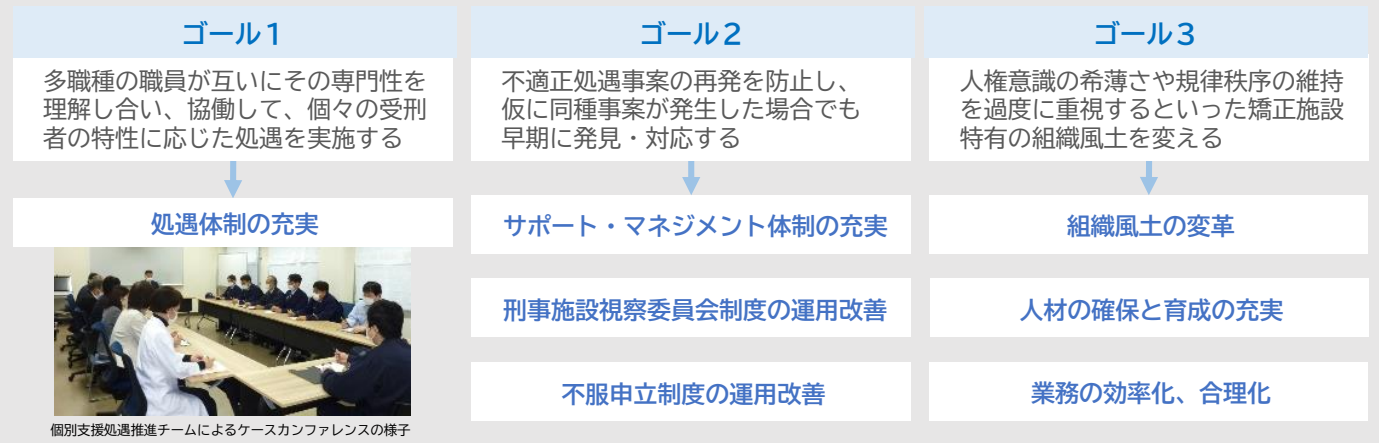
令和7年6月の拘禁刑の施行を見据えて、第三者委員会の提言を踏まえた取組を推進することで、人権意識の希薄さや規律秩序の維持を過度に重視するといった特有の組織風土を変革し、拘禁刑時代にふさわしい処遇を実践することができる組織に生まれ変わろうと取り組んでいます。

令和5年6月 名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る **第三者委員会提言**

- ・ **人権意識の希薄さや規律秩序を過度に重視する組織風土、自由に意見を言いにくい職場環境**などの背景事情
→ **背景事情や原因は他の施設にも存在**。名古屋刑務所に限らず、広く**全国の刑事施設に向けた再発防止策**を策定
- ・ 受刑者の処遇体制の充実、職員のサポート体制・マネジメント体制の充実、組織風土の変革など
再発防止に向けた取組の方向性が7項目にわたり示される。

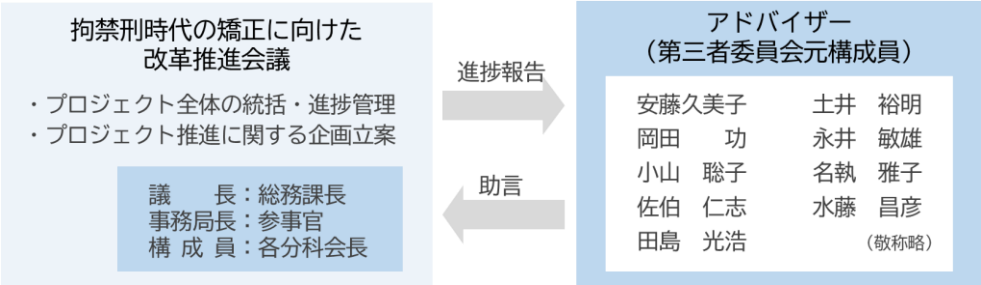
1 改革に向けた具体的な取組を盛り込んだ **アクションプラン** を策定

提言を踏まえた**取組の具体的内容**とその**実現に向けた工程**をアクションプランとして定める。
3つのゴールと7つの活動、68の取組に整理



2 プロジェクトを進めるための体制を整備 (拘禁刑時代の矯正に向けた改革推進会議とその事務局)

国民への説明責任の確保や取組の改善を図るため、名古屋刑務所不適正処遇事案等に係る有識者会議の元構成員に、毎年、取組の進捗状況を報告



3 プロジェクトを進める際の **基本方針** と職員の **基本姿勢** を設定

